○ 電波法施行規則第三十三条の規定に基づく無線従事者の資格を要しない簡易な操作を定める件(平成二年郵政省告示第二百四十号)の一部を改正 する告示案 新旧対照表

	( 巻線 節 は 改 工 部 个 )
<b>农</b> 旧聚	<b></b>
〜   (盤)	〜    (盗)
三 施行規則第三十三条第八号の総務大臣が別に告示する簡易な操作	三 施行規則第三十三条第八号の総務大臣が別に告示する簡易な操作
は、次のとおりとする。	は、次のとおりとする。
~で (器)	1~で (魯)
<ul><li>久に掲げる無線設備の外部の転換装置の技術操作</li></ul>	σ 汝に掲げる無線設備の外部の転換装置の技術操作
①~① (盤)	①~① (隺)
<ul><li>回 昭和五十五年郵政省告示第三百二十九号(無線航行のための</li></ul>	□ 昭和五十五年郵政省告示第三百二十九号(無線航行のための
レーダーで無線設備規則の規定を適用することが困難又は不合	レーダーで無線設備規則の規定を適用することが困難又は不合
理であるもの及びその技術的条件を定める件)第一項第一号に	理であるもの及びその技術的条件を定める件) 第一項第一号に
規定するレーダー(法第四条第二号の適合表示無線設備であっ	規定するレーダーであって、法第四条第二号の適合表示無線設
て、電波の質に影響を及ぼす外部の転換装置のないものに限る。	備であるもの(電波の質に影響を及ぼす外部の転換装置のない
<u> 国において同り。</u> )	ものに限る。)
回 第一項に掲げる無線局、施行規則第三十三条第六号①から倒	
までに掲げる無線局の無線設備又はレーダーであって、無線設	
備規則の一部を改正する省令(平成十七年八月九日総務省令第	
一一九号。回において「平成十七年改正省令」という。) による	
改正前の設備規則の条件により法第三十八条の二の二第一項に	
規定する技術基準適合証明若しくは法第三十八条の二十四第一	
項に規定する工事設計認証又は法第三十八条の三十三第二項に	

規定する技術基準適合自己確認により平成二十九年十一月三十

を及ぼす外部の転換装置のないものに限る。)よる改正後の設備規則の条件に適合したもの (電波の質に影響件により表示が付されたものであって、平成十七年改正省令に日までの間に平成十七年改正省令による改正前の設備規則の条

宝 宝

この告示は、公布の日から施行する。